

葛飾区学童保育クラブ条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年10月17日

葛飾区長

葛飾区条例第34号

葛飾区学童保育クラブ条例の一部を改正する条例

葛飾区学童保育クラブ条例（昭和52年葛飾区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「就労等により児童の監護が困難な保護者の負担の軽減を図り、併せて児童の健全な育成を図ることを目的として」を「放課後児童健全育成事業を行うため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第35条第3項の規定に基づき」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

第2条中「前条に定める目的を達成するため、児童」を「入会する児童」に改める。

第3条第1項中「在学する3年生（葛飾区長（以下「区長」という。）が特に必要と認めるときは、6年生）以下の」を「就学している」に改める。

第4条第1項中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改める。

第5条中「一」を「いずれか」に改める。

付 則

この条例は、葛飾区規則で定める日から施行する。